



260号 令和4年2月20日発行 不審メールにご注意ください／ハトマークサイト

ハトマークサイトの「物件詳細画面」と「会員詳細ページ」にある問合せメールフォームを利用した不審メールが、特定の人物から大量に送信される事象が発生しております。

不審メールを確認次第、送信元 IP アドレスからのメール送信ができない措置を都度行っておりますが、以後も不審メールの大量送信が頻出しております。

会員様におかれましては、以下の内容による反響メールを受信した場合は、電話連絡及びメール返信対応は行わないよう、また LINE ID の登録も行わないよう、お願いいたします。

1 「物件詳細画面」の問合せメールフォームより確認されている不審メールについて

【不審メールの大量送信が確認されている物件の所在地】

岡山／広島／山口／鳥取／島根／徳島／香川／愛媛／高知／福岡 ほか

【問い合わせ者の名前】

「さんじょう」、「さんじょうとうさい」、「デンチュウリョウ」、「やまだたろう」、「とおりじ」、「さとう」

【特徴】

メールアドレスや電話番号の他に「LINE ID」への登録を促すような内容が記載されている

2 「会員詳細ページ」の問合せメールフォームより確認されている不審メールについて

【不審メールの大量送信が確認されている会員の所在地】

広島／山口／徳島／香川／愛媛／高知／福岡／佐賀／長崎／熊本／大分 ほか

【問い合わせ者の名前】

「ato」、「saito」

【特徴】

「その他欄」に「a」と入力されているのみで、メールアドレスは Gmail、電話番号の記載なし

※ この内容で約 5,000 件の送信が確認されております。

※ ハトマークサイトのみならず他の物件情報サイトでも発生が確認されております。

木造の屋外階段等の維持管理等について／国交省

関係資料地区連絡協議会設置

令和3年4月に発生した、東京都八王子市内の木造共同住宅の屋外階段崩落事故を受け、国土交通省では、同様の事故の発生を防止するため、再発防止策を講ずることに伴い「建築基準法施行規則の一部を改正する省令」等は、令和4年1月18日に公布され、一部を除き、令和4年4月1日から施行されることとなりました。加えて、木造の屋外階段等の防腐措置や支持方法についての内容の明確化や、適切な維持管理のため、「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」がとりまとめられました。

木材の有効な防腐措置等が適切に行われている場合であっても、経年によってその効果は低下することから、日々の点検等、適切な維持管理を行うことが重要となります。木造の屋外階段がある建築物の所有者、管理者等におかれましては、建築物の維持保全の観点から、「維持保全計画」を作成し、適切な維持管理に努めていただくようお願いいたします。その際、「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」を参考にしながら、日頃から定期的な点検を行っていただき、劣化等がみられる場合には、必要に応じ、当該物件の設計や工事監理を行った建築士等の専門家に相談するなどして、適切に調査、修繕等を行うようにしてください。

会員の皆様へ 令和4年に入ってから新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を受け、会員の皆様方の安全のためにも会館への来訪はお控えいただき、書類は郵送での対応としていただきますようお願いいたします。

会員の皆様へお願い【重要】

ハトサポ会員管理システムがリニューアルされ、令和4年9月（予定）より「新ハトサポ会員管理システム 新流通システムハトサポBB」がオープン予定です。

オープンに伴い、ハトマークサイト・レインズ・ハトサポの会員データの突合作業を行いますので、令和4年2月24日（木）9時まではハトマークサイト会員情報の入力休止期間とします。

ハトマークサイトの自社マスタ管理および会員店情報管理の変更等を行わないでください。

【参考】

（新流通システム概要）

方向性：新流通システムではハトマークサイトのBtoBを強化

具体的な施策：1 ハトサポ連携の強化

・ハトサポとのログインID・PWの共通化

・物件登録時に入力した情報がWeb書式作成システムにデータ連携

2 登録・操作のしやすさ

・登録システム、検索システムとも民間サイトレベルの操作性・機能性搭載

・BtoBサイトに民間サイトが備えている一般的な機能を標準搭載

・レインズ、3大ポータルへのスムーズな物件出荷

3 国のデジタル社会推進への対応

・内見予約、入居申込、保証会社への審査のWeb化

開発道路無電柱化推進に資する一般送配電事業者の費用負担の見直し・社会資本整備総合交付金の新たな基幹事業の創設／国交省

1 一般送配電事業者の費用負担の見直しについて

関係資料地区連絡協議会設置

従来、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が電線共同溝を整備する方式（電線共同溝方式）によらずに無電柱化を行う場合の費用は、基本的に要請者が全額負担することとされてきましたが、各一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、今後は都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に係る地上機器や電線等の費用については、電線共同溝方式と同様に、一般送配電事業者が負担することとなりました。

当該変更は、令和4年1月より新たに供給申込みの申請手続が行われた案件から開始することとされています。

詳細は経済産業省 HP をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/

（裏面参照）

2 社会資本整備総合交付金における新たな基幹事業の創設について

国土交通省都市局は、市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」の創設を盛り込みました。

本事業は、開発道路において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に取り組む開発事業者に対して助成を行う地方公共団体を対象として国が財政支援するものです。今後、各地方公共団体が本事業を活用して開発道路における無電柱化に係る助成制度の創設等に取り組むことも想定されますので、必要に応じて開発許可の事前相談等において財政支援の有無等をご確認ください。

無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における生活道路の無電柱化を支援するため、「無電柱化まちづくり促進事業」を社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金にR4年度より創設。

制度の目的

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援制度を創設し、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

交付要件

- ・以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業
- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）
※間接交付の場合、上記の2/3（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3）を超えない額

国費率

1/2

交付対象

地方公共団体

（参考）生活道路における無電柱化のイメージ



グリーン住宅ポイント 追加工事交換時の完了報告期限の延長／国交省

関係資料地区連絡協議会設置

国土交通省において令和2年度に創設されたグリーン住宅ポイント制度について、追加工事交換を伴う場合に係る完了報告期限が延長されることとなりました。

なお、本措置は、令和4年1月14日時点で追加工事交換を利用している方で、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響による資材・設備の供給遅延や労務の遅れの影響により、令和4年2月15日までの完了報告が難しいことについて、期限延長後の完了報告時に申告があった場合を対象としており、既に追加工事交換を解除された方は対象になりませんので、あわせてご案内申し上げます。

市有財産処分の媒介依頼中断について／新居浜市長

媒介依頼を中断する物件（市有財産）

所在地番	地目	面積（㎡）	売却価格（円）
新居浜市宇高町三丁目 1166 番 1	宅地	758.75	13,780,000

中断理由：令和4年2月2日付で市有財産買受申込書が提出されたため

問合せ先：新居浜市総務部管財課（市役所2階） TEL：0897-65-1222（直通）

締切は2月末まで

提出用の様式は協会ホームページにも掲載しています。

不動産業者の皆さんへ

～愛媛県からのお願い～

不動産情報

随時募集中！

求む

工業用地

空き工場や空き倉庫

企業用オフィス（ビル・事務所）



愛媛県 企業立地課 ホームページ 掲載物件を募集中！

Web 非公開 情報 も同時募集中！！

愛媛県では、「企業誘致と留置」による雇用の拡大と地域経済の活性化を目的に、県ホームページ内に「えひめの企業立地ガイド」のページを作成し、**工業用地や企業オフィス（ビル・事務所）等として活用可能な物件情報を発信**しています。

募集する物件情報

- 様式1 (1) 工業用地化が速やかに可能な敷地面積が概ね1,000㎡以上の遊休地
（例）工場跡地、耕作放棄地、製材所跡地、資材置き場、農地転用等に時間を要するがICに近接するなど工場立地に適当な用地 等
 - 様式2 (2) 製造業や流通4業種の操業が可能な空き工場や空き倉庫
 - (3) オフィスとして活用できる空きビル、事務所、店舗 等
（例）事務系向けオフィス、ICT関連企業向けサテライトオフィス等
- ※仲介手数料免除のような特別な対応をお願いすることはありません。
※掲載物件については、当事者間で交渉を行っていただくこととなります。

◆ホームページ掲載については、「土地規制等を踏まえ速やかな物件活用が可能か」、「面積が狭小過ぎないか」等、円滑な事業実施の観点から内容を確認した上で、県において掲載可否を判断させていただきます。

【提出方法】電子メール

別紙に物件情報の調査様式を掲載しています。様式電子データで送付しますので下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 愛媛県 経済労働部 企業立地課 浜田・近江
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 TEL：089-912-2260
FAX：089-912-2259 MAIL：kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp